

秘

第一回石炭原價監査実施に関すること (昭二二九、九、九)

一、目的

今次物価体系堅持の基本的要件は石炭価格の維持に在るに鑑み此の際七月改訂炭価の妥当性を実地に付検討し併せて炭価再改訂の要否を検討することを目的とし、左記要領に依り来週監査を行ふものとする。

二、要領

(一) 対象炭磁

九州地区及宇部(山手)地区の内主として単一価格適用炭磁以外の炭磁(九州約一〇〇磁)を監査する。

(二) 対象原価

昭和二十二年四月より九月に至る原価を対象とし特に七月八月九月(見込)に重点を置く。

(三) 監査員及び監査班の構成

経済安定本部物価庁石炭庁地方安定局地方物価事務所及び地方商工局等の関係官を監査員とし配炭公園石炭鉱業会及び復興金融金庫等の職員を補助員とする。監査員及び補助員三四名より成る監査班概ね十班を編成し各班夫々五六炭磁の監査を担当するものとする。

(四) 実施期間

九月二十日頃より約十日間

(備考)

監査すべき事項及び具体的実施計画は別に定める。